

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年12月1日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	11月29日、定期検査中の4号機において、原子炉冷却材浄化系の弁の分解点検時、協力企業作業員が当該弁の内部に異物らしきものがあることを発見し、ただちに回収し翌11月30日に当社へ連絡があり、当該異物らしきものが針金1本(長さ約10cm直径約0.5mm)であることを当社社員が確認した。今後、針金が混入した原因について詳細に調査。	G	11月30日公表済

区分 : 該当なし

その他 : 17 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器連続洗浄装置(C2系)の主復水器伝熱管内洗浄用スポンジボールの回収率において、回収率の低下が認められたため、調査及び対応検討。	G	
2	1号機	プラント過渡現象記録装置において、監視項目(中性子計測系平均出力領域モニタ(A)レベル指示が瞬時変動)に不具合認められたため、当該装置を点検修理。	G	
3	1号機	主発電機固定子巻線水冷却系整流器冷却水流量計において、不具合(整流器冷却水差圧高発生、現場データ異常なし)が認められたため、当該計器を点検修理。	G	
4	2号機	取水設備トラベリングスクリーン・パー回転式スクリーン(D)点検において、不具合(ガイドレールの摩耗、天板及び扉、後面カバーに塗装の剥離、腐食及び減肉)が認められたため、当該ガイドレールを点検修理及び天板等を補修塗装。	G	
5	2号機	月末処理の単価契約伝票において、紛失(発電機軸接地装置清掃の伝票)が認められたため、対応検討。	G	
6	3号機	取水設備トラベリングスクリーン・パー回転式スクリーン(H)点検において、不具合(変速機・電動機用ベースのクラック、チェーン緊張装置用ローラの回転不良及び摩耗、点検扉の腐食・減肉)が認められたため、当該変速機・電動機用ベース及びチェーン緊張装置用ローラ並び点検扉を交換。	G	
7	3号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ計装用圧縮空気系後部冷却器出入口弁において、にじみ程度のシートリークが認められたため、当該弁を点検修理。	G	
8	4号機	復水脱塩塔廃液管フローグラス点検時、フローグラスフランジ部ゴムライニングを剥離したため、当該部を補修。	G	
9	4号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ(B)封水出口弁点検時、蓋ハメ輪にひびが認められたため、当該弁点検補修。	G	
10	4号機	所内電源設備パワーセンタ(4D-1)点検時、リフタークランクハンドルに不具合(落下方向に約45度回転)が認められたため、当該リフターを点検修理。	G	
11	4号機	原子炉給水入口逆止弁(A)点検時、サイドフランジ側ボルト・ナット1組に固着がめられたため、当該ボルト・ナットを交換。	G	
12	4号機	酸素ガス圧力調整弁出口安全弁(B)点検時、グランドナットネジ部及びレバー軸にカジリが認められたため、対応検討。	G	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	4号機	燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度記録計において、指示値不良(ダウンスケール)が認められたため、当該記録計を点検。	G	
14	1.2号廃棄物処理設備	廃棄物処理補機冷却系ポンプ(C)ベント弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
15	1.2号廃棄物処理設備	濃縮廃液系温水供給タンク再生水バックアップ弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
16	3.4号廃棄物処理設備	高電導度廃液系濃縮装置(A)電気温水器冷却水入口弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
17	3.4号廃棄物処理設備	シャワードレン系逆洗水受けタンク(A)出口配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検清掃。	G	